

### 3歳未満児まで無料になりました ～乳幼児医療費助成制度～

平成18年7月1日から次のとおり改正になります。

**改正前**

1歳の誕生月の保険診療分まで全額助成

**改正後**

3歳の誕生月の保険診療分まで全額助成  
(但し、1日生まれの方は前月末日分まで)

※平成18年7月の保険診療分から対象  
※1歳と2歳の方の平成18年6月保険診療分までは、改正前の2,000円控除した分が助成の対象  
※非課税世帯の方は年齢に関係なく全額助成対象

問合せ 福祉事務所社会係  
TEL72-1111 内線137

図書館からお知らせ

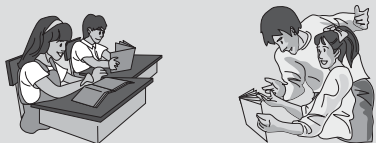
### 市民の利用しやすい図書館へ—— 市立図書館の開館・閉館時間を変更 「午前9時30分から午後6時まで」開館 (平成18年7月1日から試行)

市立図書館では、現在の開館時間(午前8時30分から午後5時まで)を1時間ずらし、「午前9時30分から午後6時までの開館」を試行的に行います。

これは、市民の利用しやすい図書館とするため、利用者からの閉館時間の延長を望む声にこたえ、特に勤労者の方々が仕事帰りに利用できるように開館・閉館時間を1時間ずらすとします。

開館時間・閉館時間の変更は、平成18年7月1日から平成19年3月31日まで試行的に実施し、その間に利用者の声や問題点を集約したいと考えております。

市民の方々の図書館の利用をお待ちしています。  
問合せ 市立図書館 TEL72-9254



### 国民健康保険税

#### ■公的年金等控除額(年金から差し引くことができる金額)の見直し

国民健康保険税につきましても、65歳以上の公的年金の計算方法の見直しにより国民健康保険税の負担が増加する世帯があります。

ただし、昭和15年1月1日以前に生まれた人で、平成16年中の所得において特定公的年金控除を受けた人について平成18年度と19年度については、次の経過措置があります。

- ・平成18年度：公的年金の所得から13万円を控除
  - ・平成19年度：公的年金の所得から7万円を控除
- 上記の控除額は軽減制度の判定所得にも適されます。

#### ■介護納付金の課税限度額が8万円から9万円に引き上げられました。

### 介護保険料

#### ■65歳以上の方の介護保険料が変わります。

介護保険料は、3年ごとに見直しされます。平成18年度から20年度の保険料の標準月額額は3,650円から3,800円になります。負担能力にきめ細かく対応するため、現行5段階の保険料を、低所得者に配慮した6段階に細分化します。

また、地方税法が改正され住民税の老年者非課税措置が廃止されたことに伴い、介護保険料段階が上昇する方へ、平成18年度から19年度にかけて緩和措置も講じ、平成20年度に本来の保険料額に戻るよう段階的に実施します。

### 納税に市民のみなさんご協力をお願いします

税金は、社会保障や生活環境整備など、わたしたちの生活を成り立たせる上でなくてはならないものです。納税に市民のみなさんご協力をお願いします。

また、納税通知書の内容や税額などについて、お気軽にお問い合わせください。

◎問合せ 税務課課税係  
TEL72-1111 内線154・155



# 税制改正のお知らせ

平成18年度住民税・国保税・介護保険料

これからの少子・高齢社会に対応するため、世代間の税負担の格差を小さくし、この世代でも広く公平に税を負担できる力に添って負担を分かち合うため、次のように税制改正がなされました。

## 住民税

#### ■生計同一の妻への均等割の課税

生計を同じくする妻の均等割(市民税・県民税)は17年度については半額のみ課税していましたが、平成18年度から全額(4,500円)課税となりました。

問 私は70歳の年金生活者で、妻との2人暮らしで妻が扶養に入っています。年金収入は約245万円程度ですが、今まで課税されていなかった住民税の納税通知書が届いてびっくりしています。どうしてでしょうか？

答 平成18年度以前からの税制改正による非課税措置の廃止等により住民税が課税されることになりました。あなたの平成17年度と平成18年度の税額を計算しますと、次のようになります。

- 17年度  
年金収入(245万円)－公的年金等控除(140万円)  
＝所得(105万円)  
※所得125万円以下のため非課税となります。
- 18年度  
年金収入(245万円)－公的年金控除(120万円)  
＝所得(125万円)  
所得(125万円)－控除(804,000円)  
＝課税標準額(446,000円)  
(住民税は1/3の経過措置を適用)  
※住民税は所得割6,800円・均等割1,800円(市民税1,000円・県民税300円・森林環境税500円)の計8,600円となります。

#### ■老年者控除の廃止

これまで65歳以上の人に認められていた老年者控除(48万円)が廃止されました。

#### ■公的年金等控除額(年金から差し引くことができる金額)の見直し

65歳以上の年金の公的年金控除額の見直しがなされました。

#### ■65歳以上の人に適用される非課税措置の廃止

65歳以上で合計所得金額が125万円以下の人に対する非課税措置が廃止されました。(ただし、昭和15年1月2日以前に生まれた人で、合計所得金額が125万円以下の人については18年度は税額を3分の1とし19年度は3分の2とする経過措置があります)

#### ■定率減税の引き下げ

定率減税の額がこれまでの2分の1に引き下げられました。

- ・平成17年度定率減税額  
所得割額×15%(上限は4万円)
- ・平成18年度定率減税額  
所得割額×7.5%(上限は2万円)